

1 「2 維持及び修繕に関する工事の方法」

(1) 維持及び修繕に関する工事を要する施設

① 管理施設

(旧)

施設名	数量	備考
イ 換気施設	1式	送排風機24台、ダンパー56台 換気塔4ヶ所、集塵・消音設備4ヶ所
ロ 防災施設		
火災感知器	138個	25m間隔
手動通報器	208個	上り50m間隔、下り25m間隔
消火栓	70個	50m間隔
水噴霧設備	1式	スプレーヘッド5m間隔 690組
その他	1式	消火器140本、消火ポンプ2ヶ所 貯水槽2ヶ所、屋外給水栓2ヶ所
ハ 電気設備		
受配電設備	2ヶ所	2,000KVA 2台、2,500KVA 2台
自家発電設備	2組	2,000KVA 1台、750KVA 1台
照明設備	1,702灯	ナトリウム灯 1,320灯、蛍光灯 382灯
遠方監視制御設備	1式	被制御所数7ヶ所
情報仮設備	1式	坑口各1面、一般道取付部3面
ニ 通信施設		
移動無線設備	1式	
ITV設備	1式	37台
非常電話	20台	180m間隔
ラジオ再放送設備	1式	
拡声放送設備	1式	スピーカー76台
自動交換機	1式	
ホ 計量計測設備		
V I 計	4組	
C O 計	4組	
その他	1式	交通量計測設備1組、車高計2組 車重計2台、軸重計4台
ヘ 排水施設	17台	3ポンプ室各3台、他4ヶ所各2台
ト エレベーター施設	7台	人道用4台、保守用3台
チ クレーン施設	5台	4立杭 ファン点検所

(新)

施設名	数量	備考
イ 換気施設	1式	送排風機24台、ダンパー56台 換気塔4ヶ所、集塵・消音設備4ヶ所 人道換気2ヶ所
ロ 防災施設		
火災感知器	140個	25m間隔
手動通報器	70個	下り50m間隔
消火栓	70個	下り50m間隔
水噴霧設備	1式	スプレーヘッド5m間隔 694組
その他	1式	消火器140本、消火ポンプ2ヶ所 貯水槽4ヶ所、屋外給水栓2ヶ所
ハ 電気設備		
受配電設備	2ヶ所	2,000KVA 2台、2,500KVA 2台
自家発電設備	1組	2,000KVA 1台
照明設備	1,242灯	ナトリウム灯 88 灯、蛍光灯 1,154 灯
遠方監視制御設備	1式	被制御所数4ヶ所
情報仮設備	1式	坑口各1面、一般道取付部3面
ニ 通信施設		
移動無線設備	1式	
ITV設備	1式	44台
非常電話	24台	180m間隔×20台 坑口×2台、避難坑入口×2台
ラジオ再放送設備	1式	
拡声放送設備	1式	スピーカー7台
自動交換機	1式	
ホ 計量計測設備		
V I 計	4組	
C O 計	4組	
風向風速計	4台	
その他	1式	交通量計測設備1組、車高計2組 車重計2台、軸重計4台
ヘ 排水施設	17台	3ポンプ室各3台、他4ヶ所各2台
ト エレベーター施設	7台	人道用4台、保守用3台
チ クレーン施設	10台	棕野立坑6台、門司立坑2台、 古城立坑1台、ファン点検所1台

## (2) 維持及び修繕に関する工事の方法

### ② 管理施設

#### (旧)

##### イ 換気施設

送排風機等の維持及び定期整備等を行う。また、周辺の騒音及び煤塵対策を目的とした改善を行う。

##### ロ 防災施設

火災感知器、消火栓等の維持及び定期点検の実施による保守整備を行う。また、火災感知器、消火栓、水噴霧設備の更新を行う。

##### ハ 電気設備

受配電設備、自家発電設備等の維持及び定期点検の実施による保守整備を行う。また、一般道可変標示板の新設並びに受配電設備、遠方監視制御設備の更新を行う。

##### ニ 通信施設

I T V設備、非常電話設備、移動無線電話設備等の維持及び定期点検実施による保守整備を行う。また、移動無線電話設備、ラジオ再放送設備、I T V設備の更新を行う。

##### ホ 計量計測施設

交通量計測設備、V I計、C O計等の維持及び定期点検実施による保守整備を行う。また、車高計、軸重計、車重計、V I計、C O計の更新を行う。

##### ヘ 排水施設

排水ポンプ等の維持及び定期点検の実施による保守整備を行う。また、排水ポンプ、弁類、ポンプ制御盤等の更新を行う。

##### ト エレベーター施設

エレベーターの維持及び定期点検実施による保守整備を行う。また、エレベーター施設の更新を行う。

##### チ クレーン施設

換気機器整備用クレーンの維持及び定期点検による保守整備を行う。また、クレーンの更新を行う。

#### (新)

##### イ 換気施設

送排風機等の維持及び定期整備等を行う。また、送排風機及び集塵機の更新を行う。

##### ロ 防災施設

火災感知器、消火栓等の維持及び定期点検の実施による保守整備を行う。また、火災感知器、消火栓、水噴霧設備等の更新を行う。

##### ハ 電気設備

受配電設備、自家発電設備等の維持及び定期点検の実施による保守整備を行う。また、受配電設備、照明設備、遠方監視制御設備及び情報板設備の更新を行う。

##### ニ 通信施設

I T V設備、非常電話設備、移動無線電話設備等の維持及び定期点検実施による保守整備を行う。また、移動無線電話設備、ラジオ再放送設備、I T V設備の更新を行う。

##### ホ 計量計測施設

交通量計測設備、V I計、C O計等の維持及び定期点検実施による保守整備を行う。また、交通量計測設備、車高計、V I計、C O計の更新を行う。

へ 排水施設

排水ポンプ等の維持及び定期点検の実施による保守整備を行う。また、排水ポンプ、弁類、ポンプ制御盤等の更新を行う。

ト エレベーター施設

エレベーターの維持及び定期点検実施による保守整備を行う。

チ クレーン施設

換気機器整備用クレーンの維持及び定期点検による保守整備を行う。また、クレーンの更新を行う。

2 「3 維持及び修繕に関する工事に要する費用の見積」

平成17年10月1日以降の維持及び修繕に関する工事に要する費用（以下、「維持修繕費」という。）並びに管理及び料金の徴収に伴う事務取扱費等（以下、「管理費用」という。）の年度別見積額は下表のとおりである。

その内訳及び算出基礎は別添資料（1）及び（2）のとおりである。

（単位：千円）

年数	年 度	維持修繕費	管理費用	合 計
	平成17年度※1	345,409	470,635	816,044
1	平成18年度	993,551	659,080	1,652,631
2	平成19年度	880,351	732,069	1,612,420
3	平成20年度	1,390,748	366,369	1,757,117
4	平成21年度	1,386,340	366,530	1,752,870
5	平成22年度	1,577,640	387,167	1,964,807
6	平成23年度	1,410,284	374,947	1,785,231
7	平成24年度	1,481,551	453,806	1,935,357
8	平成25年度	1,384,751	500,598	1,885,349
9	平成26年度	1,463,851	465,247	1,929,098
10	平成27年度	1,574,151	419,316	1,993,467
11	平成28年度	1,485,851	459,479	1,945,330
12	平成29年度	1,430,451	515,315	1,945,766
13	平成30年度	1,630,551	353,432	1,983,983
14	平成31年度	1,692,251	353,565	2,045,816
15	平成32年度	1,513,386	342,622	1,856,008
16	平成33年度	1,610,086	342,622	1,952,708
17	平成34年度	1,755,086	363,098	2,118,184
18	平成35年度	1,646,284	350,717	1,997,001
19	平成36年度	575,751	573,520	1,149,271
20	平成37年度※2	265,837	298,589	564,426

※1 平成17年10月1日から平成18年3月31日までの見積額

※2 平成37年4月1日から平成37年9月30日までの見積額

### 3 「4 料金」

(旧)

(通行1回あたり 単位：円)

車種区分	軽自動車	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
料 金	100	200	200	300	550	20

回数券の発行による料金の割引率は、2割以下とする。ただし、道路交通の適正な配分等の見地から、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）については、回数券の発行による料金の割引率を3割とする。

また、自動車については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条、第82条の2及び第82条に規定する学校に在学する者が、通学のために通行する場合にあたっては、5割以下とする。

ハイウェイカード（磁気式前払券をいう。以下同じ。）の発行による料金の割引率は、1割4分以下とする。

障害者割引については、以下のとおりとする。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続きがなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金、ハイウェイカード又はクレジットカード（ETCカード（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号）第2条第2項の規定に基づき日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が公告したETCシステム利用規程（平成12年12月5日）第2条第4号に規定するETCカードのうち、日本道路公団との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）で徴収する料金の割引率を5割以下とする。

また、ETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。）の整備がなされている料金所においては、上記の手続きとあわせてETCカードと車載器（同規程同条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する自動車のうち、本割引措置適用のために事前に登録された、対象障害者本人名義のETCカード（対象障害者1人につき1枚に限り、対象障害者が未成年で本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合は、その親権者又は後見人名義のETCカードを含む。）及び車載器を使用する以下の自動車については、無線通信により徴収する料金の割引率を5割以下とする。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷

台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。)、特種用途自動車(自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。))又は二輪自動車(総排気量が125ccを超えるもの。以下障害者割引において同じ。))で、当該身体障害者又はその親族等(配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。))が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。))。ただし、営業用の自動車(割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。))を除く。

- ロ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三の1(1)に規定する「重度」に該当する者(以下「重度障害者」という。))が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。))又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。))。ただし、営業用の自動車を除く。

障 害 の 区 分	障 害 の 程 度
視 覚 障 害	1級から3級までの各級及び4級の1
聴 覚 障 害	2級及び3級

肢 体 不 自 由	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	
	下肢不自由	1級、2級及び3級の1	
	体幹不自由	1級から3級までの各級	
	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能障害	1級及び2級（一上肢のみに運動機能 障害がある場合を除く。）
移動機能障害		1級から3級までの各級（一下肢のみに 運動機能障害がある場合を除く。）	
内 部 障 害	心臓機能障害	1級から4級までの各級	
	じん臓機能障害	1級から4級までの各級	
	呼吸器機能障害	1級から4級までの各級	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級から3級までの各級	
	小腸機能障害	1級から4級までの各級	
	免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級	

有料道路の料金に係る社会実験割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

有料道路を通行し、国の施策として行われる有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率を適宜設置するものとする。

ハ 割引を適用する期間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用期間を限定する。

二 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからハまでの詳細について、事前に届出するものとする。

(注) 上記車種を構成する自動車等の種類は、別表のとおりとする。

(新)

平成18年3月31日までの通行1回当たりの料金の額（単位：円）は次のとおりとする。

車種区分	軽自動車	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
料 金	100	200	200	300	550	20

平成18年4月1日から平成30年3月31日までの通行1回当たりの料金の額（単位：円）は次のとおりとする。

車種区分	軽自動車	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
料 金	100	150	200	250	400	20

平成30年4月1日以降の通行1回当たりの料金の額（単位：円）は次のとおりとする。

車種区分	軽自動車	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
料 金	100	100	100	150	300	20

回数券の発行による料金の割引率は、2割以下とする。ただし、道路交通の適正な配分等の見地から、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）については、回数券の発行による料金の割引率を3割とする。

また、自動車については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条、第82条の2及び第82条に規定する学校に在学する者が、通学のために通行する場合にあたっては、5割以下とする。

ハイウェイカード（磁気式前払券をいう。以下同じ。）の発行による料金の割引率は、1割4分以下とし、当該割引は平成18年3月31日までの間適用するものとする。

障害者割引については、以下のとおりとする。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続きがなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金、ハイウェイカード又はクレジットカード（ETCカード（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号）第2条第2項の規定に基づき日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が公告したETCシステム利用規程（平成12年12月5日）第2条第4号に規定するETCカードのうち、日本道路公団との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）で徴収する料金の割引率を5割以下とする。

また、ETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。）の整備がなされている料金所においては、上記の手続きとあわせてETCカードと車載器（同規程同条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する自動車のうち、本割引措置適用のために事前に登録された、対象障害者本人名義のETCカード（対象障害者1人につき1枚に限り、対象障害者が未成年で本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合は、その親権者又は後見人名義のETCカードを含む。）及び車載器を使用する以下の自動車については、無線通信により徴収する料金の割引率を5割以下とする。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、特種用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）又は二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの。以下障害者割引において同じ。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。）が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者

1人につき1台に限る。)。ただし、営業用の自動車（割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。）を除く。

- ロ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者）のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級をいう。）に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三の1（1）に規定する「重度」に該当する者（以下「重度障害者」という。）が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。）又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。）。ただし、営業用の自動車を除く。

障 害 の 区 分		障 害 の 程 度
視 覚 障 害 聴 覚 障 害		1級から3級までの各級及び4級の1 2級及び3級
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由	1級、2級の1及び2級の2
	下 肢 不 自 由	1級、2級及び3級の1
	体 幹 不 自 由	1級から3級までの各級
	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能障害 移動機能障害

内 部 障 害	心臓機能障害	1級から4級までの各級
	じん臓機能障害	1級から4級までの各級
	呼吸器機能障害	1級から4級までの各級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級から3級までの各級
	小腸機能障害	1級から4級までの各級
	ヒ免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級

有料道路の料金に係る社会実験割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

有料道路を通行し、国の施策として行われる有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率を適宜設置するものとする。

ハ 割引を適用する期間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用期間を限定する。

二 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからハまでの詳細について、事前に届出するものとする。

(注) 上記車種を構成する自動車等の種類は、別表のとおりとする。

別表

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車のうち、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上で、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行するもの若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するものまたは車両総重量8トン以上のもので、乗車定員が29人以下であり、かつ車両の長さ9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車等普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大型車	ヰ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ク 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
軽車両等	レ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車
	ロ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
	ハ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第150号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車